

補助金等調書

(2-1)

番号	21	担当課名	社会福祉課	補助開始年度	不明		
補助金等の名称	遺族会補助金						
交付要綱等の名称	印西市遺族会補助金交付要綱						
	終了年限の有無 (無・ 有 (平成32年度廃止予定))						
要綱に規定する交付対象者	市内の戦没者の遺族で構成する遺族会						
団体の運営に関して補助金を交付している場合	団体名 (複数ある場合、団体ごとに別葉とする。)		設立年月日	構成人数			
	印西市遺族会補助金交付要綱		昭和29年	429			
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無 (有・ 無) 有の場合は、類似団体数 ()						
	市の施策に対する貢献内容 (当該団体への補助金等交付年数も記載してください。) 戦争で肉親を失った遺族が平和を祈念する事業を継続することにより、戦争の記憶を風化させずに後世に伝える役割を果たしている。 (補助金交付年数は不明)						
助成団体等の状況	区分		平成28年度決算額	平成29年度決算額	平成30年度予算額		
	歳入	市補助金		300,000	300,000	300,000	
		内訳	国庫補助金				
			県補助金				
			その他				
			一般財源		300,000	300,000	300,000
		会費		452,000	435,000	435,000	
		事業収入					
		その他		2	40,386		
		合計		752,002	775,386	735,000	
	歳出	人件費					
		事務費					
		事業費		752,002	775,386	735,000	
		その他					
		合計		752,002	775,386	735,000	
翌年度繰越金							
補助制度内容 (下部組織等の配分も明記)		1 国補助 ・ 2 県補助 ・ 3 単独 ・ 4 市単独上乘せ					
		遺族会の平和祈念活動 (交通費、通信費、研修等参加費)					

補助制度の 目的、効果、 公益性	<p>目的及び効果について出来る限り詳細に記入してください。(別紙可)</p>
	<p>① 補助金等を交付する目的を記載してください。(市の上位計画等の施策のどの項目に当てはまるのか。その施策を遂行する上で何故補助金等として交付する必要があるのか。当該補助金等の重要性(必要性)についても併せて記載してください。)</p>
	<p>戦争で肉親を失った遺族が平和を祈念する活動を継続することで、戦争の記憶を風化させずに後世に伝える役割を担っているのが遺族会である。恒久平和は誰もが願うことであるが、遺族会は近隣同団体と連携し、戦争の記憶を語り継ぐ後継者の育成、戦没者遺族の援護施策の改善、慰霊親善・遺骨収集事業の拡充等の要望を組織的に行い、地域においては忠魂碑の清掃管理等、実効的な活動を行っている。会員の高齢化により会員数が年々減少する傾向にあり、活動の継続が困難になるため、補助が必要と考える。</p>
	<p>② 平成29年度予算計上の積算根拠を記載してください。(平成30年度からの補助金の場合は平成30年度予算の積算根拠を記入してください。)</p>
	<p>交通費+通信費+研修参加費=補助対象経費) 170,000円+11,000円+119,000円=300,000円</p>
	<p>③ 平成29年度の実績を記載してください(実績がない場合は、実績なしと記入してください。)</p>
	<p>交通費+通信費+研修参加費=補助対象経費) 157,216円+21,810円+156,662円=335,688円</p>
	<p>④ 補助効果をできるだけ詳細に記載してください。数値化できるものは、数値化してください。</p>
	<p>交通費、通信費、研修参加費を補助することにより、会議や研修への積極的な参加につながる。また、恩給、遺族年金、弔慰金等の煩雑な手続きに関する連絡・情報交換ができる。高齢となっている遺族にとって、遺族会の活動が効果的な情報収集の場となる。</p>
	<p>⑤ 補助金交付の終期の目途がある場合は記載してください。(特に固定化された特定団体に対しての財政的自立に向けての終期設定や政策的事業に対しての終期目安を記載してください。終期到来により継続した場合は、その理由を記載してください。また、終期設定していない場合についても、その理由を記載してください。)</p>
<p>本補助金交付要綱は平成32年3月31日を迫って失効となるが、国の特別弔慰金の支給や全国戦没者追悼式等が継続する限りは、国としても戦没者遺族の福祉向上や平和祈念の活動を重視していると思われるため、要綱の見直しを行い、遺族会に対する補助を継続して現状の活動を維持する必要があると考える。</p>	
<p>⑥ 過去に補助率、補助事業の内容等、補助金等の見直しを行ったことがある場合は、その内容を記載してください。また、当該補助金等の今後のあり方(方向性)についても記載してください。</p>	
<p>平成25年度の補助金評価委員会の意見を受けて、県及び郡遺族会への負担金については、補助対象経費から除いた。</p>	
<p>⑦ 当該補助金等の公共性・公益性について記載してください。(受益者が特定の者に偏らず、広く市民にいきわたるものであり、また、不特定多数の者の利益の増進に付与すること補助金等であるか。当該補助金等の交付の性質を記載してください。)</p>	
<p>市民の福祉、健康の増進が図れるもの</p>	
<p>印西市遺族会は、地域の忠魂碑等の維持管理を行うなど、戦争の記憶を風化させずに後世に恒久平和を伝える活動をしている。また、戦没者遺族に対する特別弔慰金の継続要望等に協力しており、会員以外で特別弔慰金の対象となる者の利益の増進にも貢献していると考ええる。</p>	
<p>担当課の判定</p>	<p><input type="checkbox"/> 拡大して継続 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持で継続 <input type="checkbox"/> 縮小して継続 <input type="checkbox"/> 整理統合 <input type="checkbox"/> 廃止</p>
<p>判定の理由</p>	<p>国の特別弔慰金の支給や日本遺族会の全国戦没者追悼式等が継続する以上は、戦没者遺族に対する福祉向上と平和記念事業は国としても重要な施策という認識であると考えられるため、現状の事業規模を維持できるよう努める必要がある。</p>

近隣市類似補助金等の状況

補助金等名	遺族会補助金
-------	--------

	補助率（定額補助の場合はその額）	補助上限額
成田市	454,000円	454,000円 (市の予算計上額)
佐倉市	補助対象経費の2分の1以内の額	当該年度の予算で定める額
四街道市	なし	
八街市	補助対象遺族数×405円	遺族1名405円
富里市	1 戦災死没者に対する慰霊・追悼に関する事業 交通費+食糧費+施設使用料 2 千葉県及び印旛郡市遺族連合会事業に関するもの 交通費+通信運搬費+研修会参加費 3 平和活動の啓発、遺族に係る福祉政策の普及に関するもの 消耗品費+印刷製本費+通信運搬費 4 遺族の訪問に関するもの 消耗品費+交通費 5 バス賃借に関するもの バス賃借料	1～4については、事業費の2分の1と15万円を比較して少ない額 5については、事業費の2分の1と5万円を比較して少ない額
白井市	なし	
印西市	交通費+通信費+研修等参加費	30万円

平成30年 3月31日

補助事業等実績報告書

印西市長 板倉 正直 様



住所 印西市小林 [Redacted]
 補助事業者 印西市遺族会 [Redacted]
 会長 [Redacted]
 連絡先 ([Redacted])

印西市補助金等交付規則第13条の規定により、補助事業等の実施状況を次のとおり報告します。

指令年月日	平成29年 7月19日	指令番号	印西社 指令第519号
補助事業年度	29年度	補助金等の名称	印西市遺族会補助金
補助事業等の名称	遺族会の平和記念活動事業		
補助事業等	名称	印西市遺族会補助金	
	施行場所		
着手年月日	平成29年 4月 1日	完了年月日	平成30年 3月31日
交付決定額	300,000円		
補助事業等 の経過及び内容	平成29年度の事業計画に基づき会を運営し、事業の目的を達成することができた。		
添付書類	① 収支決算書 ② 完成写真 (工事施工等に係る場合) ③ その他 () 注 申請者が団体等の場合は、補助金の充当状況がわかる収支決算書を添付すること。		

※ 記入しきれない場合は、適宜別紙としても可

第2号議案

平成29年度歳入歳出決算報告

歳入決算額	775,386 円
歳出決算額	775,386 円
差引残高	0 円

歳入

(単位:円)

	科 目	29年度予算額 (A)	29年度決算額 (B)	比較増減 (B) - (A)	備 考
1	会 費	446,000	435,000	△ 11,000	7,000円× 1名 1,000円× 428名
2	補 助 金	300,000	300,000	0	300,000円 (印西市)
3	雑 収 入	250,000	40,386	△ 209,614	神社会計より借入 40,385円 預金利息 1円
4	繰 越 金	0	0	0	
	合 計	996,000	775,386	△ 220,614	

歳出内訳

(単位:円)

	科 目	29年度予算額 (A)	29年度決算額 (B)	比較増減 (B) - (A)	備 考
1	英 霊 顕 彰 費	150,000	131,330	△ 18,670	供物料、忠霊費、生花代
2	負 担 金	85,000	82,800	△ 2,200	郡市、県遺族会
3	壮年・孫・曾孫 部 会	15,000	6,610	△ 8,390	
4	会 議 費	50,000	35,000	△ 15,000	印旛郡市遺族連合会新年総会
5	通 信 費	11,000	21,810	10,810	
6	旅 費 交 通 費	170,000	157,216	△ 12,784	
7	事 務 用 品 費	5,000	895	△ 4,105	
8	女 性 部 費	15,000	13,000	△ 2,000	
9	慶 弔 費	10,000	5,000	△ 5,000	香料1名
10	線 香 代	100,000	85,932	△ 14,068	遺族に配付
11	第2ブロック大会	300,000	156,662	△ 143,338	印西市開催地(研修費)
12	靖国神社参拝	60,000	55,291	△ 4,709	
13	雑 費	20,000	23,840	3,840	
14	予 備 費	5,000	0	△ 5,000	
	合 計	996,000	775,386	△ 220,614	

○印西市遺族会補助金交付要綱

改正

平成21年12月4日告示第140号

平成22年7月13日告示第157号

平成23年3月31日告示第61号

平成26年3月27日告示第43号

平成29年3月30日告示第44号

印西市遺族会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、戦争で肉親を失い、真に世界平和を願う印西市遺族会に対し、予算の範囲内において、印西市補助金等交付規則（昭和53年規則第6号）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 この要綱に基づき補助金の交付を受けることのできる者は、市内の戦没者の遺族で構成する遺族会とする。

(補助金の額)

第3条 補助対象となる経費及び補助金の額は別表に掲げるとおりとする。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前にこの告示の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。

附 則（平成21年12月4日告示第140号）

この告示は、公示の日から施行し、平成21年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成22年7月13日告示第157号）

この告示は、告示の日から施行し、平成22年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成23年3月31日告示第61号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成26年3月27日告示第43号）

この告示は、公示の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月30日告示第44号）

この告示は、公示の日から施行する。
別表（第3条）

補助対象事業	対象経費	補助金の額
遺族会の平和記念活動	交通費、通信費及び研修等参加費	対象経費の全額。ただし、30万円を限度とする。